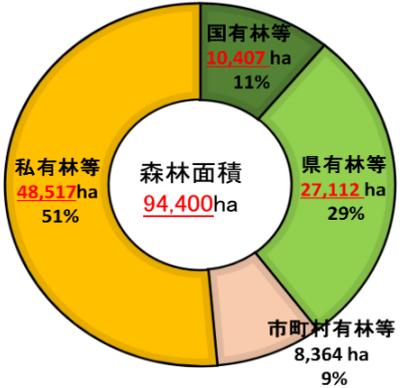
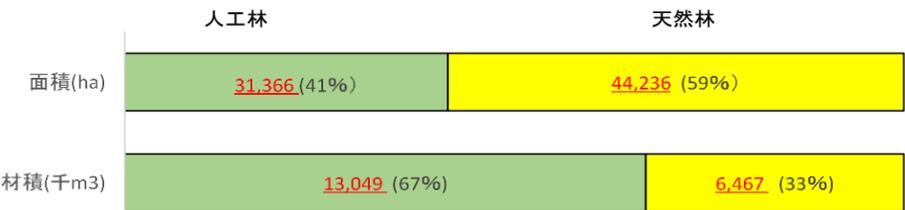
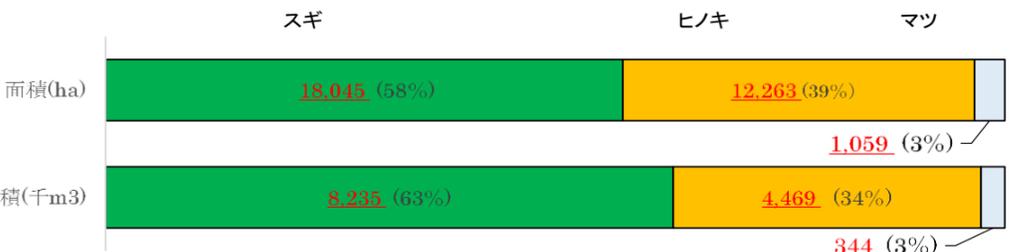
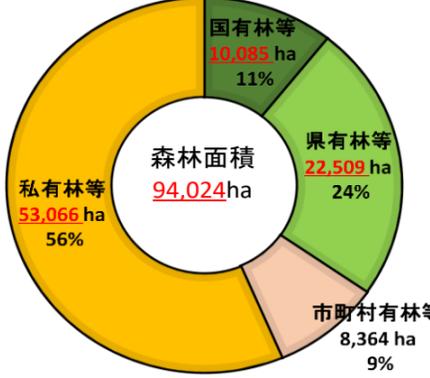
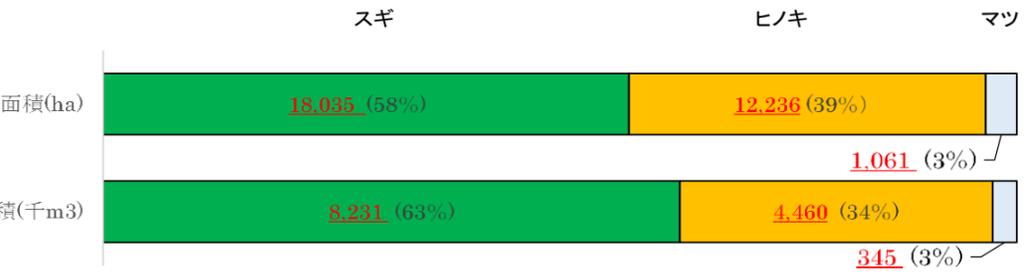


神奈川地域森林計画（変更案）新旧対照表

変更後	現行	変更理由
<p style="text-align: center;">(案)</p> <p style="text-align: center;"><b>神奈川地域森林計画書 (神奈川森林計画区)</b></p> <p style="text-align: center;">自 令和5年4月1日 計画期間 至 令和15年3月31日</p> <p style="text-align: center;"><u>第1回変更 令和6年 月</u></p> <p style="text-align: center;">神 奈 川 県</p>	<p style="text-align: center;"><b>神奈川地域森林計画書 (神奈川森林計画区)</b></p> <p style="text-align: center;">自 令和5年4月1日 計画期間 至 令和15年3月31日</p> <p style="text-align: center;">神 奈 川 県</p>	

変更後	現行	変更理由																																				
<p>I部 計画にあたって 1～2 (略)</p> <p>3 森林・林業の状況 (1) 森林・林業の現況 ア 森林資源 ア) 森林面積 計画区的全森林面積は <u>94,400</u>ha で、その内訳は国有林 <u>10,407</u>ha、民有林 <u>83,993</u>ha となっており、その森林率 (全森林面積/行政区域面積×100)は 39%である。</p>  <p>(イ) 森林資源構成 対象森林の林相別構成は、次表のとおりであり、1ha 当たりの材積は、人工林 416 m<sup>3</sup>、天然林 146 m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>林相別構成表(対象森林) 単位 面積: ha 構成比: %</p> <table border="1" data-bbox="261 1045 1127 1171"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>竹林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林面積</td> <td><u>31,366</u></td> <td><u>44,236</u></td> <td><u>624</u></td> <td><u>2,796</u></td> <td><u>79,022</u></td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>  <p>また人工林の樹種別割合は次表のとおりであり、1 ha 当たりの平均材積は、スギ 456 m<sup>3</sup>、ヒノキ <u>364</u> m<sup>3</sup>、マツ 325 m<sup>3</sup>となっている。</p> 	区分	人工林	天然林	竹林	その他	計	森林面積	<u>31,366</u>	<u>44,236</u>	<u>624</u>	<u>2,796</u>	<u>79,022</u>	構成比	40	56	1	3	100	<p>I部 計画にあたって 1～2 (略)</p> <p>3 森林・林業の状況 (1) 森林・林業の現況 ア 森林資源 ア) 森林面積 計画区的全森林面積は <u>94,024</u>ha で、その内訳は国有林 <u>10,018</u>ha、民有林 <u>83,939</u>ha となっており、その森林率 (全森林面積/行政区域面積×100)は 39%である。</p>  <p>(イ) 森林資源構成 対象森林の林相別構成は、次表のとおりであり、1ha 当たりの材積は、人工林 416 m<sup>3</sup>、天然林 146 m<sup>3</sup>となっている。</p> <p>林相別構成表(対象森林) 単位 面積: ha 構成比: %</p> <table border="1" data-bbox="1448 1029 2329 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人工林</th> <th>天然林</th> <th>竹林</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林面積</td> <td><u>31,332</u></td> <td><u>44,222</u></td> <td><u>621</u></td> <td><u>2,797</u></td> <td><u>78,972</u></td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>  <p>また人工林の樹種別割合は次表のとおりであり、1 ha 当たりの平均材積は、スギ 456 m<sup>3</sup>、ヒノキ 365 m<sup>3</sup>、マツ <u>325</u> m<sup>3</sup>となっている。</p> 	区分	人工林	天然林	竹林	その他	計	森林面積	<u>31,332</u>	<u>44,222</u>	<u>621</u>	<u>2,797</u>	<u>78,972</u>	構成比	40	56	1	3	100	<p>2 (2) 森林面積の変更</p>
区分	人工林	天然林	竹林	その他	計																																	
森林面積	<u>31,366</u>	<u>44,236</u>	<u>624</u>	<u>2,796</u>	<u>79,022</u>																																	
構成比	40	56	1	3	100																																	
区分	人工林	天然林	竹林	その他	計																																	
森林面積	<u>31,332</u>	<u>44,222</u>	<u>621</u>	<u>2,797</u>	<u>78,972</u>																																	
構成比	40	56	1	3	100																																	

変更後	現行	変更理由																																																																						
<p>本県の人工林の齢級別構成は、近年、造林面積がわずかであることから高齢級に偏ってきており、Ⅷ齢級以上の占める割合は96%となっている。</p> <p style="text-align: center;"><b>齢級別人工林面積</b></p> <p>(ウ)保有形態等</p> <p>森林の保有形態は、公有林 35,475ha、私有林 <b>43,546ha</b> となっている。また、2020年農林業センサスによると、保有山林面積1ha以上の林家数は3,343戸で、そのうち所有規模1～3ha未満が61%、5ha未満まで含めると77%となり、総じて零細な所有構造となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>2015年</td> <td>2,484</td> <td>672</td> <td>507</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>2,045</td> <td>518</td> <td>406</td> <td>374</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">単位：戸  □1～3ha未満  □3～5ha未満  □5～10ha未満  □10ha以上</p> <p style="text-align: center;">資料：2015年、2020年農林業センサス</p> <p>(エ)在村・不在村別森林面積</p> <p>不在村所有森林は、私有林全体の35%となっており、全国平均に比べ高くなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>1970 (S45)</th> <th>1980 (S55)</th> <th>1990 (H2)</th> <th>2000 (H12)</th> </tr> <tr> <td>私有林面積 (ha)</td> <td>63,536</td> <td>61,333</td> <td>62,444</td> <td>59,924</td> </tr> <tr> <td>不在村所有森林面積 (ha)</td> <td>8,941</td> <td>17,673</td> <td>18,945</td> <td>20,727</td> </tr> <tr> <td>不在村所有森林率 (%)</td> <td>14</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>同 全国割合 (%)</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>(I部 後略) 資料：世界農林業センサス※2010年調査からは項目除外</p>	2015年	2,484	672	507	442	2020年	2,045	518	406	374	区 分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924	不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727	不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35	同 全国割合 (%)	15	19	22	25	<p>本県の人工林の齢級別構成は、近年、造林面積がわずかであることから高齢級に偏ってきており、Ⅷ齢級以上の占める割合は96%となっている。</p> <p style="text-align: center;"><b>齢級別人工林面積</b></p> <p>(ウ)保有形態等</p> <p>森林の保有形態は、公有林 35,475ha、私有林 <b>43,497ha</b> となっている。また、2020年農林業センサスによると、保有山林面積1ha以上の林家数は3,343戸で、そのうち所有規模1～3ha未満が61%、5ha未満まで含めると77%となり、総じて零細な所有構造となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>2015年</td> <td>2,484</td> <td>672</td> <td>507</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>2,045</td> <td>518</td> <td>406</td> <td>374</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">単位：戸  □1～3ha未満  □3～5ha未満  □5～10ha未満  □10ha以上</p> <p style="text-align: center;">資料：2015年、2020年農林業センサス</p> <p>(エ)在村・不在村別森林面積</p> <p>不在村所有森林は、私有林全体の35%となっており、全国平均に比べ高くなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>1970 (S45)</th> <th>1980 (S55)</th> <th>1990 (H2)</th> <th>2000 (H12)</th> </tr> <tr> <td>私有林面積 (ha)</td> <td>63,536</td> <td>61,333</td> <td>62,444</td> <td>59,924</td> </tr> <tr> <td>不在村所有森林面積 (ha)</td> <td>8,941</td> <td>17,673</td> <td>18,945</td> <td>20,727</td> </tr> <tr> <td>不在村所有森林率 (%)</td> <td>14</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>同 全国割合 (%)</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>(I部 後略) 資料：世界農林業センサス※2010年調査からは項目除外</p>	2015年	2,484	672	507	442	2020年	2,045	518	406	374	区 分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924	不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727	不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35	同 全国割合 (%)	15	19	22	25	<p>2(2) 森林面積の変更</p>
2015年	2,484	672	507	442																																																																				
2020年	2,045	518	406	374																																																																				
区 分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)																																																																				
私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924																																																																				
不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727																																																																				
不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35																																																																				
同 全国割合 (%)	15	19	22	25																																																																				
2015年	2,484	672	507	442																																																																				
2020年	2,045	518	406	374																																																																				
区 分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)																																																																				
私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924																																																																				
不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727																																																																				
不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35																																																																				
同 全国割合 (%)	15	19	22	25																																																																				



変更後	現行	変更理由
<p><b>第Ⅲ部 個別の計画事項</b></p> <p><b>1 森林整備に関する事項</b></p> <p>(1) 造林に関する事項</p> <p><b>ア 森林区分の区域別の造林の方法</b> (略)</p> <p><b>イ 造林に関する指針</b></p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 造林樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多彩な森林の造成に努めるものとする。</p> <p>特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて自然環境の保全・再生を目指した造林を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。</p> <p>スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた<u>花粉の少ない</u>品種を選択する。</p> <p>天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。</p> <div data-bbox="195 1041 1234 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、<u>エゴノキ</u>、<u>オオバアサガラ</u>、ハクウンボク、カエデ類（<u>イトマキイタヤ</u>、<u>イロハモミジ</u>、<u>エンコウカエデ</u>、<u>オニイタヤ</u>）、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、<u>シロダモ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>タブノキ</u>、<u>カゴノキ</u>、<u>オニグルミ</u>、サワグルミ、ケンボナシ、<u>ヤマグワ</u>、<u>シナノキ</u>、<u>ニシキウツギ</u>、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、トチノキ、<u>マユミ</u>、<u>ユモトマユミ</u>、<u>エノキ</u>、<u>オヒョウ</u>、ケヤキ、<u>ハルニレ</u>、<u>ムクノキ</u>、<u>イヌザクラ</u>、<u>ウワミズザクラ</u>、<u>オオヤマザクラ</u>、<u>ミヤマザクラ</u>、<u>ヤマザクラ</u>、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、<u>フサザクラ</u>、<u>アカガシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>ウラジログシ</u>、<u>カシワ</u>、<u>クリ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>コナラ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、<u>ブナ</u>、<u>ミズナラ</u>、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、ミズキ、ヤマボウシ、<u>アラゲアオダモ</u>、<u>ヤマトアオダモ</u>、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、<u>ホオノキ</u>、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、<u>リョウブ</u>、ミヤマイボタ、<u>カマツカ</u>、マメザクラ、サワラ、ハンノキ、カゴノキ、クマノミズキ、ユクノキ、<u>ニガキ</u></p> </div> <p>(注)1. 上記対象樹種のうち下線のあるものは、萌芽更新が可能な樹種。 2. 上記対象樹種の5年生での期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。</p> <p>(イ) ～(オ) (略)</p> <p>(2) ～(4) (略)</p>	<p><b>第Ⅲ部 個別の計画事項</b></p> <p><b>1 森林整備に関する事項</b></p> <p>(1) 造林に関する事項</p> <p><b>ア 森林区分の区域別の造林の方法</b> (略)</p> <p><b>イ 造林に関する指針</b></p> <p>市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 造林樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多彩な森林の造成に努めるものとする。</p> <p>特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて自然環境の保全・再生を目指した造林を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。</p> <p>スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた<u>花粉症対策</u>品種を選択する。</p> <p>天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。</p> <div data-bbox="1338 1041 2377 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、<u>エゴノキ</u>、<u>オオバアサガラ</u>、ハクウンボク、カエデ類（<u>イトマキイタヤ</u>、<u>イロハモミジ</u>、<u>エンコウカエデ</u>、<u>オニイタヤ</u>）、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、<u>シロダモ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>タブノキ</u>、<u>カゴノキ</u>、<u>オニグルミ</u>、サワグルミ、ケンボナシ、<u>ヤマグワ</u>、<u>シナノキ</u>、<u>ニシキウツギ</u>、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、<u>トチノキ</u>、<u>マユミ</u>、<u>ユモトマユミ</u>、<u>エノキ</u>、<u>オヒョウ</u>、ケヤキ、<u>ハルニレ</u>、<u>ムクノキ</u>、<u>イヌザクラ</u>、<u>ウワミズザクラ</u>、<u>オオヤマザクラ</u>、<u>ミヤマザクラ</u>、<u>ヤマザクラ</u>、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、<u>フサザクラ</u>、<u>アカガシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>ウラジログシ</u>、<u>カシワ</u>、<u>クリ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>コナラ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、<u>ブナ</u>、<u>ミズナラ</u>、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、ミズキ、ヤマボウシ、<u>アラゲアオダモ</u>、<u>ヤマトアオダモ</u>、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、<u>ホオノキ</u>、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、<u>リョウブ</u>、ミヤマイボタ、<u>カマツカ</u>、マメザクラ、サワラ、ハンノキ、カゴノキ、クマノミズキ、ユクノキ、<u>ニガキ</u></p> </div> <p>(注)1. 上記対象樹種のうち下線のあるものは、萌芽更新が可能な樹種。 2. 上記対象樹種の5年生での期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。</p> <p>(イ) ～(オ) (略)</p> <p>(2) ～(4) (略)</p>	<p>林野庁による名称の定義変更に合わせて。</p>

変更後	現行	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																														
<p><b>2 森林・林業の基盤整備に関する事項</b></p> <p>(1) 林道の整備に関する事項            ア 林道の整備に関する基本的な考え方            (略)</p> <p>イ 森林区分別の林道整備の方針            (略)</p> <p>ウ 開設、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量            開設すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表2、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表3のとおり計画する。</p> <p>(2) ~ (6)            (略)</p> <p>別表2 開設すべき林道の種類別・箇所別数量</p> <p style="text-align: center;">(単位：m、ha、m3)</p> <table border="1" data-bbox="175 928 1234 1283"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">事業区分</th> <th rowspan="3">路線名</th> <th rowspan="3">位置</th> <th rowspan="3">実施主体</th> <th colspan="4">林道・林業専用道別</th> <th colspan="2">林道性格区分</th> <th colspan="2">開設・改築</th> <th colspan="3">利用区域</th> <th rowspan="3">前半5年の計画箇所</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">林道</th> <th rowspan="2">林業専用道</th> <th rowspan="2">林業振興型</th> <th rowspan="2">併用型</th> <th rowspan="2">地域振興型</th> <th rowspan="2">全体延長</th> <th rowspan="2">開設・改築済延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">蓄積</th> <th rowspan="2">前半5年の計画箇所</th> </tr> <tr> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級</td> <td>開設</td> <td>桜尾線</td> <td>南足柄市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>108</td> <td>23,498</td> <td>3,613</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>平山退ヶ沢線</td> <td>山北町</td> <td>山北町</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,500</td> <td></td> <td>2,500</td> <td>130</td> <td>20,234</td> <td>5,972</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢北支線</td> <td>箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,350</td> <td>310</td> <td>1,040</td> <td>32</td> <td>3,342</td> <td>881</td> <td>○</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢南支線</td> <td>小田原市、箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>47</td> <td>5,392</td> <td>919</td> <td>○</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4路線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち開設 うち改築</td> <td>6,040 6,040</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別				林道性格区分		開設・改築		利用区域			前半5年の計画箇所	備考	林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築済延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		前半5年の計画箇所	針葉樹	広葉樹	2級	開設	桜尾線	南足柄市	神奈川県	○	○				1,500		1,500	108	23,498	3,613	○		3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○					2,500		2,500	130	20,234	5,972			3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○	○				1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続	3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○	○				3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規	計		4路線									うち開設 うち改築	6,040 6,040						<p><b>2 森林・林業の基盤整備に関する事項</b></p> <p>(1) 林道の整備に関する事項            ア 林道の整備に関する基本的な考え方            (略)</p> <p>イ 森林区分別の林道整備の方針            (略)</p> <p>ウ 開設、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量            開設すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表2、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表3のとおり計画する。</p> <p>(2) ~ (6)            (略)</p> <p>別表2 開設すべき林道の種類別・箇所別数量</p> <p style="text-align: center;">(単位：m、ha、m3)</p> <table border="1" data-bbox="1338 917 2392 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">事業区分</th> <th rowspan="3">路線名</th> <th rowspan="3">位置</th> <th rowspan="3">実施主体</th> <th colspan="4">林道・林業専用道別</th> <th colspan="2">林道性格区分</th> <th colspan="2">開設・改築</th> <th colspan="3">利用区域</th> <th rowspan="3">前半5年の計画箇所</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">林道</th> <th rowspan="2">林業専用道</th> <th rowspan="2">林業振興型</th> <th rowspan="2">併用型</th> <th rowspan="2">地域振興型</th> <th rowspan="2">全体延長</th> <th rowspan="2">開設・改築済延長</th> <th rowspan="2">計画期間中の開設・改築延長</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">蓄積</th> <th rowspan="2">前半5年の計画箇所</th> </tr> <tr> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級</td> <td>開設</td> <td>(仮称)和田山明神線</td> <td>南足柄市</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,380</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>185</td> <td>24,162</td> <td>5,171</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>平山退ヶ沢線</td> <td>山北町</td> <td>山北町</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,500</td> <td></td> <td>2,500</td> <td>130</td> <td>20,234</td> <td>5,972</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢北支線</td> <td>箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,350</td> <td>310</td> <td>1,040</td> <td>32</td> <td>3,342</td> <td>881</td> <td>○</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>開設</td> <td>猿沢南支線</td> <td>小田原市、箱根町</td> <td>神奈川県</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>47</td> <td>5,392</td> <td>919</td> <td>○</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4路線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち開設 うち改築</td> <td>5,540 5,540</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別				林道性格区分		開設・改築		利用区域			前半5年の計画箇所	備考	林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築済延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		前半5年の計画箇所	針葉樹	広葉樹	2級	開設	(仮称)和田山明神線	南足柄市	神奈川県	○							4,380		1,000	185	24,162	5,171	○		3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○							2,500		2,500	130	20,234	5,972			3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○	○						1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続	3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○	○						3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規	計		4路線									うち開設 うち改築	5,540 5,540								<p>2 (1)            林道開設計画の変更</p>
種類						事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別				林道性格区分		開設・改築												利用区域			前半5年の計画箇所	備考																																																																																																																																																																																																																																
										林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築済延長			計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積		前半5年の計画箇所																																																																																																																																																																																																																																									
	針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																														
2級	開設	桜尾線	南足柄市	神奈川県	○	○				1,500		1,500	108	23,498	3,613	○																																																																																																																																																																																																																																																
3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○					2,500		2,500	130	20,234	5,972																																																																																																																																																																																																																																																	
3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○	○				1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続																																																																																																																																																																																																																																															
3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○	○				3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規																																																																																																																																																																																																																																															
計		4路線									うち開設 うち改築	6,040 6,040																																																																																																																																																																																																																																																				
種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別				林道性格区分		開設・改築		利用区域			前半5年の計画箇所	備考																																																																																																																																																																																																																																															
					林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型	全体延長	開設・改築済延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積				前半5年の計画箇所																																																																																																																																																																																																																																														
														針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																																																																																																	
2級	開設	(仮称)和田山明神線	南足柄市	神奈川県	○							4,380		1,000	185	24,162	5,171	○																																																																																																																																																																																																																																														
3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○							2,500		2,500	130	20,234	5,972																																																																																																																																																																																																																																															
3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○	○						1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続																																																																																																																																																																																																																																													
3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○	○						3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規																																																																																																																																																																																																																																													
計		4路線									うち開設 うち改築	5,540 5,540																																																																																																																																																																																																																																																				

変更後

別表3 改良又は舗装すべき林道の種類別・箇所別数量 (単位：m、ha、m3)  
(県営林道省略)

種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良				舗装			利用区域		前半5年の計画箇所	備考
					林業振興型	併用型	地域振興型		計画期間中の改良箇所数	舗装済延長	計画期間中の新規舗装延長	計画期間中の舗装打換延長	面積	蓄積					
														針葉樹	広葉樹				
3級	改良	野竹沢線	厚木市	厚木市			800	1箇所	180			32	1,542	666			○		
3級	改良	市道線	厚木市	厚木市			1,000	1箇所				48	3,174	852			○		
2級	改良	萩原線	厚木市	厚木市			1,127	1箇所	825			58	4,766	888			○		
2級	改良	大沢線	厚木市	厚木市			1,485	1箇所				104	3,317	4,020			○		
2級	改良	半谷線	厚木市	厚木市			1,260	1箇所	234			33	2,869	580			○		
3級	改良舗装	寺入沢線	相模原市	相模原市			2,480	2箇所	585	625		184	8,077	4,956			○		
3級	改良舗装	西沢(旧藤野町)線	相模原市	相模原市			970	1箇所	579	391		32	1,303	614			○		
3級	改良舗装	西沢(旧津久井町)線	相模原市	相模原市			2,000	3箇所	933		100	160	7,643	3,245			○		
3級	改良	桃の木沢線	相模原市	相模原市			880	2箇所				138	2,235	3,865			○		
3級	舗装	関川線	相模原市	相模原市			870			870		117	5,547	1,985			○		
3級	舗装	関山線	相模原市	相模原市			1,360			1,360		102	3,700	1,800			○		
3級	舗装	二本松線	相模原市	相模原市			748			748		33	5,280	1,181			○		
3級	舗装	貝沢線	相模原市	相模原市			750			750		83	15,773	1,162			○		
3級	改良	奈良本線	相模原市	相模原市			2,140	1箇所				85	8,966	1,439			○		
3級	改良	吉野沢線	相模原市	相模原市			500	1箇所				128	1,603	187			○		
3級	改良	橋本線	相模原市	相模原市			1,190	1箇所				53	3,825	359			○		
3級	改良	綱子大川原線	相模原市	相模原市			3,125	2箇所				203	1,304	5,183			○		
3級	改良舗装	根無沢線	相模原市	相模原市			1,420	1箇所		1,000		65	6,498	1,399			○		
3級	改良	小野線	相模原市	相模原市			800	1箇所				77	9,961	608			○		
3級	改良舗装	白沢第1林道	相模原市	相模原市			854	2箇所		150		89	8,257	481			○		
2級	改良	日向線	伊勢原市	伊勢原市			1,927	2箇所	1,927		14	402	17,098	10,380			○		
2級	改良	御所の入線	伊勢原市	伊勢原市			500	1箇所	369			111	672	2,327			○		
軽車道	改良	沢山線	伊勢原市	伊勢原市			935	1箇所	41			76	481	576			○		
2級	改良	春岳	秦野市	秦野市			1,507	3箇所	234			247	36,126	1,946			○		
3級	改良	六本松	秦野市	秦野市			2,764	3箇所				79	15,827	1,119			○		
3級	改良	山萩	秦野市	秦野市			3,821	3箇所	589			71	2,621	1,143			○		
3級	改良	向山	秦野市	秦野市			3,789	3箇所				168	7,082	2,177			○		
2級	改良	源蔵	秦野市	秦野市			950	3箇所	534			195	10,360	5,669			○		
3級	改良	戸川2号	秦野市	秦野市			4,716	3箇所				105	3,577	1,653			○		
2級	改良	篠脇2号	秦野市	秦野市			1,000	1箇所				19	44	244			○		
2級	改良	西山	秦野市	秦野市			3,500	5箇所	386			399	16,861	6,130			○		
3級	改良	東田原	秦野市	秦野市			1,614	8箇所	321			67	859	1,020			○		
2級	改良	沢見沢線	山北町	山北町			1,550	5箇所				36	3,691	1,984			○		
3級	改良舗装	中央線	松田町	松田町			1,430	1箇所	1,107	323	300	32	3,682	2,442			○		
2級	舗装	虫沢線	松田町	松田町			550		287	263	287	496	86,167	21,479			○		
3級	改良舗装	威張山線	小田原市	小田原市			2,183	2箇所	848	900		81	9,826	344			○		
3級	改良舗装	早川石橋線	小田原市	小田原市			4,954	4箇所	4,254		700	190	14,548	3,005			○		
3級	改良舗装	菜畑線	湯河原町	湯河原町			2,930	5箇所	20	1,000		77	8,211	4,235			○		
				市町村営計				75箇所		8,380	1,401								

現行

別表3 改良又は舗装すべき林道の種類別・箇所別数量 (単位：m、ha、m3)  
(県営林道省略)

種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良				舗装			利用区域		前半5年の計画箇所	備考
					林業振興型	併用型	地域振興型		計画期間中の改良箇所数	舗装済延長	計画期間中の新規舗装延長	計画期間中の舗装打換延長	面積	蓄積					
														針葉樹	広葉樹				
3級	改良	野竹沢線	厚木市	厚木市			800	1箇所	180			32	1,542	666			○		
3級	改良	市道線	厚木市	厚木市			1,000	1箇所				48	3,174	852			○		
2級	改良	萩原線	厚木市	厚木市			1,127	1箇所	825			58	4,766	888			○		
2級	改良	大沢線	厚木市	厚木市			1,485	1箇所				104	3,317	4,020			○		
2級	改良	半谷線	厚木市	厚木市			1,260	1箇所	234			33	2,869	580			○		
3級	改良舗装	寺入沢線	相模原市	相模原市			2,480	2箇所	585	625		184	8,077	4,956			○		
3級	改良舗装	西沢(旧藤野町)線	相模原市	相模原市			970	1箇所	579	391		32	1,303	614			○		
3級	改良	西沢(旧津久井町)線	相模原市	相模原市			2,000	2箇所				160	7,643	3,245			○		
3級	改良	桃の木沢線	相模原市	相模原市			880	2箇所				138	2,235	3,865			○		
3級	舗装	関川線	相模原市	相模原市			870			870		117	5,547	1,985			○		
3級	舗装	関山線	相模原市	相模原市			1,360			1,360		102	3,700	1,800			○		
3級	舗装	二本松線	相模原市	相模原市			748			748		33	5,280	1,181			○		
3級	舗装	貝沢線	相模原市	相模原市			750			750		81	15,773	27,393			○		
3級	改良	奈良本線	相模原市	相模原市			2,140	1箇所				85	8,966	1,439			○		
3級	改良	吉野沢線	相模原市	相模原市			500	1箇所				128	1,603	187			○		
3級	改良	橋本線	相模原市	相模原市			1,190	1箇所				53	3,825	359			○		
3級	改良	綱子大川原線	相模原市	相模原市			3,125	2箇所				203	1,304	5,183			○		
2級	改良	日向線	伊勢原市	伊勢原市			1,927	2箇所	1,927		14	402	17,098	10,380			○		
3級	改良	御所の入線	伊勢原市	伊勢原市			500	1箇所	369			111	672	2,327			○		
軽車道	改良	沢山線	伊勢原市	伊勢原市			935	1箇所	41			76	481	576			○		
2級	改良	春岳	秦野市	秦野市			1,507	3箇所	234			247	36,126	1,946			○		
3級	改良	六本松	秦野市	秦野市			2,764	3箇所				79	15,827	1,119			○		
3級	改良	山萩	秦野市	秦野市			3,821	3箇所	589			71	2,621	1,143			○		
2級	改良	向山	秦野市	秦野市			3,789	3箇所				168	7,082	2,177			○		
2級	改良	源蔵	秦野市	秦野市			950	3箇所	534			195	10,360	5,669			○		
3級	改良	戸川2号	秦野市	秦野市			4,716	3箇所				105	3,577	1,653			○		
2級	改良	篠脇2号	秦野市	秦野市			1,000	1箇所				19	44	244			○		
2級	改良	西山	秦野市	秦野市			3,500	5箇所	386			399	16,861	6,130			○		
3級	改良	東田原	秦野市	秦野市			1,614	8箇所	321			67	859	1,020			○		
2級	改良	沢見沢線	山北町	山北町			1,550	5箇所				36	3,691	1,984			○		
3級	改良舗装	中央線	松田町	松田町			1,430	1箇所	1,107	323	300	32	3,682	2,442			○		
2級	舗装	虫沢線	松田町	松田町			550		287	263	287	496	86,167	21,479			○		
3級	改良舗装	威張山線	小田原市	小田原市			2,183	2箇所	848	900		81	9,826	344			○		
3級	改良舗装	早川石橋線	小田原市	小田原市			4,954	4箇所	4,254		700	190	14,548	3,005			○		
3級	改良舗装	菜畑線	湯河原町	湯河原町			2,930	5箇所	20	1,000		77	8,211	4,235			○		
				市町村営計				68箇所		7,230	1,301								

変更理由

2 (1)  
林道改良計画の変更

変更後	現行	変更理由
<p><b>3 林業経営及び担い手に関する事項</b></p> <p><b>(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項</b>  本県における森林所有者は、所有規模が零細で、かつ不在村割合が増加するなど適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。  そのため、森林組合等の林業事業者については、小規模で分散した所有形態の森林を集約化し、効率的な森林整備や採算性のある素材生産を進めるため、森林所有者と長期的な受委託契約を締結して森林経営計画を作成し、持続的な森林の経営管理を目指すものとする。  <u>林業事業者が集約化を進めるため、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進することとする。</u></p> <p><b>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項</b>  森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が 経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者 に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度については、水源環境保全・再生 施策等、既存の施策等を踏まえ、市町村の実情に応じて活用することとする。</p> <p><b>(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項</b>  本県における林業労働力は、森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている林業就労者が中心であるが、不安定な雇用環境などから就労者数は減少傾向にあった。  そこで本県では、国が実施する「緑の雇用」事業や、平成 21 年度からスタートした「かながわ森林塾」における研修等を通じて、水源環境保全・再生施策等により増加が見込まれる森林整備や素材生産量に対応するため、森林整備の担い手である林業労働力の量的・質的な育成確保を図る。</p>	<p><b>3 林業経営及び担い手に関する事項</b></p> <p><b>(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項</b>  本県における森林所有者は、所有規模が零細で、かつ不在村割合が増加するなど適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。  そのため、森林組合等の林業事業者については、小規模で分散した所有形態の森林を集約化し、効率的な森林整備や採算性のある素材生産を進めるため、森林所有者と長期的な受委託契約を締結して森林経営計画を作成し、持続的な森林の経営管理を目指すものとする。</p> <p><b>(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項</b>  森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が 経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者 に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度については、水源環境保全・再生 施策等、既存の施策等を踏まえ、市町村の実情に応じて活用することとする。</p> <p><b>(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項</b>  本県における林業労働力は、森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている林業就労者が中心であるが、不安定な雇用環境などから就労者数は減少傾向にあった。  そこで本県では、国が実施する「緑の雇用」事業や、平成 21 年度からスタートした「かながわ森林塾」における研修等を通じて、水源環境保全・再生施策等により増加が見込まれる森林整備や素材生産量に対応するため、森林整備の担い手である林業労働力の量的・質的な育成確保を図る。</p>	<p>1 (1)  全国森林計画策定に伴う変更</p>

変更後	現行	変更理由
<p><b>ア 林業労働力の確保・支援</b>  林業労働力の量的な確保を図るため、年間を通じた事業量の平準化による通年就労に努め、若手労働者など林業事業体の労働力の定着を図る。</p> <p>また、複層林や混交林といった多彩な森林づくりや素材生産など高度な技術を要する森林施業に対応するため、既就労者が持つ知識、経験、技術に応じた研修体系の整備を通じて、技術水準の向上を促進し、林業労働力の質的な確保を図る。</p> <p>さらに、林業労働者の就労環境の改善を推進するため、次のことを進める。  事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、森林整備のうち、伐木造材や集材作業の現場を重点とした安全巡回指導、リスクアセスメントの徹底や安全意識の向上などを図る講習会の開催や、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している巡回指導、振動障害の特殊検診、及び蜂毒アレルギー対策に対し支援を行い、雇用管理の改善を促進する。</p> <p>また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、高性能林業機械やICT機器の導入等、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。</p> <p><b>イ 多様な人材の育成・後継者の確保</b>  森林所有者の世代交代が進む中で、地域の森林を長期にわたり適切に整備・保全していくためには、意欲ある森林所有者や林業グループを支援するとともに、他地域からの転入者や他産業からの参入者、<u>また女性</u>など多様な人材の参画を図り、後継者を確保することが重要である。</p> <p>そこで、地域の多様な人材に対し、森林施業に関する知識、技術の向上を図るとともに、地域の関係者が連携して行う森林管理を支援する。</p> <p><b>ウ 林業労働安全の推進</b>  林業における労働災害の発生頻度は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。このため、林業・木材製造業労働災害防止協会等、外部機関との連携の上、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業の徹底を図るほか、森林整備施業地の巡回指導、現地研修等を通じた安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立を図る等、労働安全対策を強化していく。</p>	<p><b>ア 林業労働力の確保・支援</b>  林業労働力の量的な確保を図るため、年間を通じた事業量の平準化による通年就労に努め、若手労働者など林業事業体の労働力の定着を図る。</p> <p>また、複層林や混交林といった多彩な森林づくりや素材生産など高度な技術を要する森林施業に対応するため、既就労者が持つ知識、経験、技術に応じた研修体系の整備を通じて、技術水準の向上を促進し、林業労働力の質的な確保を図る。</p> <p>さらに、林業労働者の就労環境の改善を推進するため、次のことを進める。  事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、森林整備のうち、伐木造材や集材作業の現場を重点とした安全巡回指導、リスクアセスメントの徹底や安全意識の向上などを図る講習会の開催や、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している巡回指導、振動障害の特殊検診、及び蜂毒アレルギー対策に対し支援を行い、雇用管理の改善を促進する。</p> <p>また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、高性能林業機械やICT機器の導入等、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。</p> <p><b>イ 多様な人材の育成・後継者の確保</b>  森林所有者の世代交代が進む中で、地域の森林を長期にわたり適切に整備・保全していくためには、意欲ある森林所有者や林業グループを支援するとともに、他地域からの転入者や他産業からの参入者など多様な人材の参画を図り、後継者を確保することが重要である。</p> <p>そこで、地域の多様な人材に対し、森林施業に関する知識、技術の向上を図るとともに、地域の関係者が連携して行う森林管理を支援する。</p> <p><b>ウ 林業労働安全の推進</b>  林業における労働災害の発生頻度は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。このため、林業・木材製造業労働災害防止協会等、外部機関との連携の上、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業の徹底を図るほか、森林整備施業地の巡回指導、現地研修等を通じた安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立を図る等、労働安全対策を強化していく。</p>	<p>1 (3)  全国森林計画策定に伴う変更</p>

変更後	現行	変更理由
<p><b>4 木材の利用に関する事項</b> (略)</p> <p><b>5 森林の土地の保全に関する事項</b> (1) ~ (2) (略)</p> <p><b>(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項</b> 保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。 保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたりは、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川・水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと</li> <li>② 水害を発生させるおそれがないこと</li> <li>③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li>④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと</li> </ol> <p>の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図るものとする。 なお、太陽光発電施設の設置には、<u>小規模な林地開発でも土砂流出発生割合が高いこと</u>、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、<u>許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された</u>開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。</p> <p>(Ⅲ部 後略)</p>	<p><b>4 木材の利用に関する事項</b> (略)</p> <p><b>5 森林の土地の保全に関する事項</b> (1) ~ (2) (略)</p> <p><b>(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項</b> 保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。 保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたりは、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川・水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと</li> <li>② 水害を発生させるおそれがないこと</li> <li>③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li>④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと</li> </ol> <p>の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図るものとする。 なお、太陽光発電施設の設置に<u>あたり</u>、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。</p> <p>(Ⅲ部 後略)</p>	<p>1 (2) 全国森林計画策定に伴う変更</p>